

国立国会図書館職員のハラスメントに関する相談員に関する件

(令和二年五月二十九日館長決定第四号)

国立国会図書館職員のハラスメントに関する相談員に関する件
(平成二十九年館長決定第三号)の全部を改正する。

(相談員の設置等)

- 1 国立国会図書館職員(以下「職員」という。)がその能率を十分發揮できるような勤務環境を確保することを目的として、ハラスメントに関する職員からの苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、国立国会図書館に相談員を置く。
- 2 相談員は、職員のうちから館長が命じ、職員用ホームページへの掲載等の方法により職員に通知するものとする。
- 3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うことができる。

(苦情相談への対応)

- 4 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するように努めるものとする。
- 5 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(苦情相談に関し必要な事項)

- 6 本件に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

本件は、令和二年六月一日から施行する。